

障害者差別解消法って 知っていますか？

法律の目的

この法律は、正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

「障害を理由とする差別」の禁止

障害者差別解消法では、「障害を理由とする差別」の禁止として、次のように定めています。

A 不当な差別的取り扱いの禁止

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、場所や時間を制限するなど条件をつけたりすることをしてはいけません。

- (例) ・ 障がいがあることだけを理由に、施設の利用や習い事の入会を断ること。
 ・ 障がいがあることだけを理由に、バスやタクシーの乗車を断ること。
 ・ 車いすを利用していることを理由に、飲食店の入店を断ること。

B 合理的配慮の提供

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

- (例) ・ 筆談、文章の読み上げ、ゆっくりと丁寧な説明など、障害の特性に応じたコミュニケーションの方法を工夫して、情報をうまく提供できるような配慮をすること。
 ・ 案内表示の文字を大きくするとともに、弱視の方や色覚障害者の方にも配慮した色の組み合わせにすること。

法的義務と努力義務

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を次のとおり定めています。

★ 国の行政機関・地方公共団体等は、合理的配慮の提供も法的義務となっています。

	不当な差別的取り扱いの禁止	合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	法的義務	法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業所 (※)	不当な差別的取り扱いが禁止されます。	努力義務 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

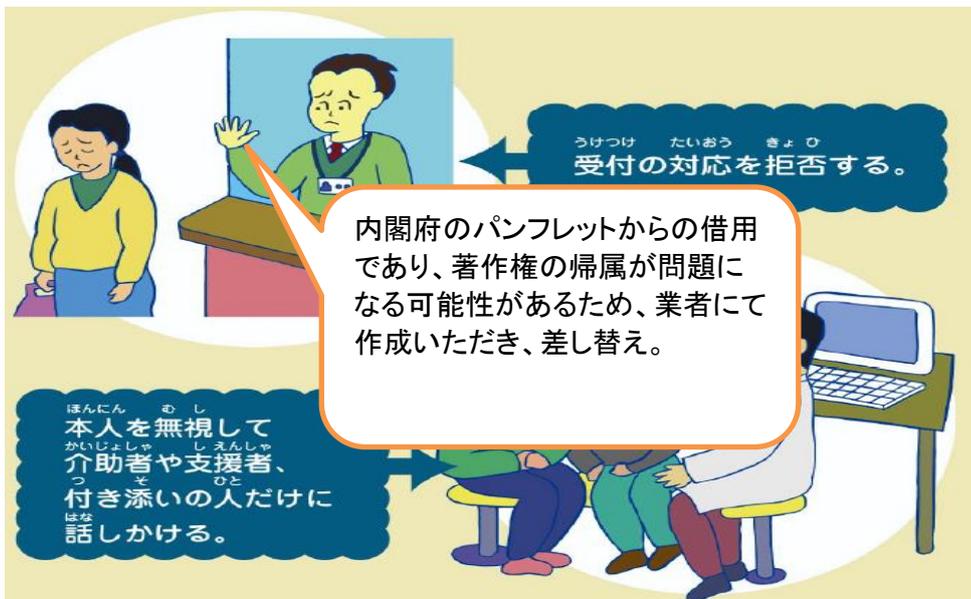
※ 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

※事業主の皆様へ

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正により、雇用分野においては、不当な差別的取り扱いの禁止だけでなく、合理的配慮の提供についても法的義務となりました。

SPコード

不当な差別的取り扱いの具体例



合理的配慮の具体例



障がい者のための国際シンボルマーク



障がいのある人が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障がいのあるすべての方のためのマークです。

ハート・プラスマーク



内臓に障がいのある方を表しています。心臓疾患などの内部障がい・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。

聴覚障がい者のシンボルマーク「耳マーク」



聴覚に障がいがあることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されます。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚に障がいのある方に援助することを示すマークとしても使用されています。

市民・事業者の皆さまへ

「小金井市地域自立支援協議会」では、市民・事業者の皆様のお役に立てればと、このリーフレットを作成いたしました。
少しでも参考にさせていただき、ご理解とご協力をいただければ幸いです。

こんなこと(とき)があります

買物

- 視覚障がい 店内の移動や欲しい商品を探すことが難しいです。
 - 聴覚障がい 商品についての詳しい情報が聞けなくて困ります。
 - 肢体不自由 扉が手開きなので入りづらいです。
 - 精神障がい 試着したくても着脱が困難なため、あきらめています。
 - 知的・発達障がい マニュアル通りの内容を早口で説明されると、理解できないことがあります。
 - 知的・発達障がい 言葉がたどたどしかったり、不明瞭なときがあります。
 - 知的・発達障がい 独り言を言いながら、大きな声を出すことがあります。
 - 知的・発達障がい 買いたいものが決まらず、同じ場所にいる場合があります。
- 視覚障がいの方には、肩につかまってもらい誘導する、言葉で説明するなどにより、ご本人にどのような支援が良いか聞いて対応してください。
 - 聴覚障がいの方には、口の動きを大きくしてゆっくり話したり、筆談をしましょう。また、スマホやタブレット端末を使いコミュニケーションをとる方法もあります。
 - 車いすの方には、できるだけ段差をなくしたり、通路を広く確保してください。肢体不自由の方には、スタッフの手助けをお願いします。
 - 精神障がい、知的・発達障がいの方には、ゆっくりと丁寧に話しかけてください。「大きな声を出さないで」と言うより、「小さな声で話しましょう」と、具体的な言葉をかけてください。

飲食店

- 視覚障がい 料理の量が分かりません。
 - 聴覚障がい 料理の中に食べられないものが入っていても、口にします。
 - 肢体不自由 段差があり、車いすで入ることができません。
 - 知的・発達障がい 注文の時に言われていることが理解できず、すべて「ハイ」と答えて、欲しくないものまで頼んでしまうことがあります。
 - 知的・発達障がい 待つことが苦手で、静かに待ってられないことがあります。
- 視覚障がいの方には、要望を聞き、メニューを読み上げ、分量や材料についても説明してください。また、食べられないものは事前に取り除いてください。
 - 肢体不自由の方には、バリアフリー化を。構造や費用面で難しい場合には、持ち運びのできるスロープなどで解消を。
 - 精神障がい、知的・発達障がいの方には、忙しいときでも相手を理解するように努め、注文の際は、せかさずゆっくり落ち着いた対応をお願いします。また、隅で落ち着いた席を希望した場合は、配慮してください。

病院サービス

- 聴覚障がい 順番を待っている時、名前を呼ばれても聞こえず、後回しにされることがあります。
- 聴覚障がい お店や病院は電話番号だけ知らせて、ファックスで連絡を取り合うことが出来ません。
- 聴覚障がい 医師、看護師、検査技師の説明、指示がわかりません。
- 精神障がい 内科など他科での診察のとき、精神科にかかっていることがわかると、話を十分聞いてくれないことがあります。
- 知的・発達障がい 検査や治療を怖がって泣いたとき、叱られました。
- 知的・発達障がい 待ち時間が長くなると、どれくらい待つかわからず、気持ちが不安定になります。

盲人のための 国際シンボルマーク



視覚に障がいのある方の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。

身体障害者補助犬に関するマーク



身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を受け入れる店の入口などに貼るマークです。

オストメイトマーク



オストメイト(人工肛門、人工ぼうこうを造設した方)を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。

SPコード

- 手話ができる職員がいない場合でも、順番を手で合図したり、筆談、口話、空書（くうしょ・そらがき）などで、病状や検査方法など説明をお願いします。受付で支援が必要な方と分かった場合、職員間で共有してください。
- 電話番号だけでなく、ファックスやメールでの対応も心がけてください。
- 精神障がい、知的・発達障がいの方には、障がいを理解し、本人や付き添い者の身になって対応してください。

タッ-

- 肢体不自由 乗降に時間がかかり、迷惑そうにされることがあります。
- 聴覚障がい 口頭で金額を言われて、わからないことがあります。
- 相手の立場・気持ちを汲んだ思いやりのある言葉や行動で接してください。

その他

- 視覚障がい 盲導犬を店の外につなぐよう指示されました。
- 肢体不自由 障害者用の駐車スペースに、一般の車が駐車してあったり、柵やコーンが置いてあって駐車できないことがありました。
- 内部障がい 呼吸器障害者が使用する携帯用酸素ボンベに火気を近づけると、大変危険です。

- 「身体障害者補助犬法」により、公共の施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、飲食店等には、補助犬を同伴する方の受け入れが義務づけられています。
- 係員のいる駐車場は、誘導をお願いします。また、いない駐車場は、連絡先を表示してください。
- 喫煙場所は、店の入口やレジからできるだけ離して設置してください。

※「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」（小金井市障害者差別解消条例）

市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、小金井市地域自立支援協議会で協議を続け、制定に向けての準備を行っています。

合理的配慮についての相談窓口

機関名	住所	電話	FAX
自立生活支援課	前原町3-41-15	042-387-9841 042-387-9842	042-384-2524
障害者地域自立生活支援センター	緑町4-17-10	042-381-8811	042-383-8488
精神障害者地域生活支援センター そら	本町2-20-30	042-381-6922	042-381-6922
児童発達支援センター きらり	梶野町1-2-3	0422-60-1550	0422-60-1564

参 考

- 内閣府: 障害者差別解消法リーフレット「障害者差別解消法がスタートします！」
- 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課発行「こんなときどうする」 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック
- さいたま市「障害者差別と思われる事例集」

SPコード

発 行

小金井市自立支援協議会
小金井市保健福祉部自立生活支援課

【東京都】 ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知ってもらうためのマークです。

【自動車運転免許】 身体障害者標識 (身体障害者マーク)



聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



やむを得ない場合を除き、これらのマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うと道路交通法違反となります。